高松市監査委員告示第10号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

平成20年8月15日

高松市監査委員 谷 本 繁 男

市 田正己

同 中村順一

同同际影彦

包括外部監査結果に基づく措置通知について

- 第1 平成13年度包括外部監査結果に基づく措置通知
 - 1 公共施設の維持管理コスト分析
 - (1) 措置を講じた部課名 教育部総務課

ア 措置通知日 平成20年7月25日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 施設の計画的改修とコスト管理を行うべきもの(小学校・中学校) 耐震診断と耐震補強を行うべきもの(小学校・中学校)

平成18年度に小中学校施設の耐震診断を完了させるとともに, 同年度に「高松市立学校施設耐震化実施計画」を策定し,全面改築 校および統合対象校を除いて,平成22年度までに耐震化を完了す ることとしている。

なお,既存施設が国の設置基準面積を大幅に下回るものおよび構造的に補強が不可能なものについては改築で対応する。

また、建築後50年程度経過し老朽化が著しいものおよび合併協議に伴う統合予定校については、平成23年度以降に改築で対応することとしている。

- (イ) 耐震リスクの開示をすべきもの(幼稚園・小学校・中学校) 耐震リスクの開示については、報道機関への情報提供などにより 開示するとともに、平成18年度に高松市立学校施設耐震化実施計画を策定し、耐震化に取り組んでいる。
- 第2 平成15年度包括外部監査結果に基づく措置通知
 - 1 公有財産の管理について
 - (1) 措置を講じた部課名 教育部総務課

ア 措置通知日 平成20年7月25日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 建物建設に伴う電気設備工事等により取得した公有財産は、工作物として区分し、台帳を作成すべきもの

建物建設に伴う電気設備工事等により取得した公有財産は、高松 市公有財産事務取扱要領により、平成17年6月30日に工作物と して台帳に掲載した。

- 2 物品に関する財務事務の執行について
 - (1) 措置を講じた部課名 教育部総務課

ア 措置通知日 平成20年7月25日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 備品の現在高調査は、高松市物品会計規則に基づき、適切に実施 するもの

紫雲中学校のピアノについては、平成20年7月8日付けで、寄 附採納手続を行い、備品現在高は現品と合致した。また、木太幼稚 園の足ふみオルガンについては、園内を調査し、平成20年6月 17日付けで、当該オルガンが園内に現存しないことを確認した。

(イ) 利用頻度の低い物品等は、高松市物品会計規則に基づき、適時に 処理すべきもの

指摘を受けたカーボン紙については、校務に使用し、平成20年 6月17日現在、未使用の在庫がないことを確認した。

(ウ) 物品の寄附受入は、高松市物品会計規則に基づき、適正に処理す

べきもの

紫雲中学校のピアノについては、平成20年7月8日付けで、寄 附採納手続を行った。

- ウ 意見を付した事項および措置された内容
 - (ア) 各学校の備品台帳から廃棄備品を削除することについて 各学校の備品台帳から前年度廃棄備品を削除するよう各学校に通 知した。
- 第3 平成17年度包括外部監査結果に基づく措置通知
 - 1 下水道事業の財務に関する事務の執行について
 - (1) 措置を講じた部課名 都市整備部下水道建設課

ア 措置通知日 平成20年5月16日

- イ 意見を付した事項および措置された内容
 - (ア) 支障上水道施設の移設業務の委託において、翌年度に繰り越す処理等をすることについて

平成19年度に契約した「公共下水道管布設工事に伴う上水道施設の移設業務委託」の一部について、本体土木工事が地元協議の難航等により翌年度に繰り越すこととなったことから、これに併せて当該上水道施設移設業務委託も繰越手続を適正に行った。

(2) 措置を講じた部課名 都市整備部下水道建設課

ア 措置通知日 平成20年5月30日

- イ 意見を付した事項および措置された内容
 - (ア) 高松市水道サービス公社の人件費を中心に支障上水道施設の移設 業務委託費を見直すことについて

平成20年度の「公共下水道管布設工事に伴う上水道施設の移設 業務」を依頼するに当たり、その委託費について「民間競争原理を 考慮した設定を行うよう」要望した。